

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域(以下、「指定地域」(注1)という。)で1年以上継続して事業活動を行っている中小企業者(注2)であり、同大臣の指定を受けた災害等(注1)の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高または販売数量(注3)(建設業にあつては、完成工事高または受注残高。以下、「売上高等」という。)が前年同月に比して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**20%以上減少**することが見込まれること。

注1:「指定地域」「災害等」「指定期間」は、経済産業省告示によるものとします。

※指定期間内に認定申請を行うことが必要です。

注2:法人の場合は「本店登記が留萌市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が留萌市内にあること」が必要です。

注3:「販売数量」は、単価が同一である単一製品を取り扱う中小企業者のみが利用できます。

2 認定申請手続きについて

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書2部、売上高等に関する資料に必要事項をご記入・押印のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。

法人の場合は、社判・代表社印、個人の場合は実印をお持ちください。

共通書類	・指定地域において1年間以上継続して事業を行っていることが客観的にわかる資料(営業許可証、土地・建物の賃貸契約書などいずれも所在地を確認できるもの) ・災害等の影響を受けた後、最近1か月間の売上高等及びその後の2か月間の各月の見込売上高等、並びに当該3か月に対応する前年同期の売上高等が確認できる資料(試算表、元帳、請求書、通帳の写しなど)
法人の場合	・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し ・決算報告書の写し(直近2期分)
個人の場合	・確定申告書の写し(直近2期分) ※事業所の所在地を確認できるもの

(2) 認定書は、認定申請書1部に留萌市公印を押して、原則翌営業日以降に交付いたします。

(認定申請書1部は留萌市の控えとなります。)

(3) 認定書は、有効期間内(30日間)に信用保証協会に提出してください。

【申請・お問い合わせ】

留萌市地域振興部

経済港湾課経済振興係

留萌市幸町1丁目 電話 0164-42-1840